

## 高額療養費の申請を簡素化できます

問 医療保険課国民健康保険係（市役所1階9番窓口） ☎32-2071

津山市国民健康保険の高額療養費で、支給申請を簡素化する手続きをすると、窓口での対象月ごとの申請が不要になります。支給申請時に医療保険課または各支所・出張所でご相談ください。

手続き以降に発生した高額療養費は、指定された口座に自動で振り込みます。手続きの時期により、自動振り込みの開始が遅れる場合があります。

**対象の世帯** 国民健康保険料を完納している世帯

※簡素化の手続きをする前に通知した高額療養費は、簡素化の対象になりません。対象月ごとに申請してください

※高額療養費が2,000円以下で、通知が届かない場合も手続きできます。詳しくは、お問い合わせください

### ? 高額療養費とは

1カ月に支払った医療費が限度額を超えた場合に、その超えた額を支給する制度です。

月2,000円以上発生している世帯には、支給申請の通知を送っています。簡素化の手続き以降は、口座への振り込みのみお知らせします。

## 迷惑電話対策電話機の購入補助

問 環境生活課暮らし安全係（市役所1階津山市消費生活センター窓口） ☎32-2056

購入する前に申請してください。予算に達し次第、終了します。

**対象者** 次のすべてを満たす人 ①市内に住む65歳以上、②市税などの滞納がない

**補助金額** 購入と設置に必要な費用の2分の1（上限5,000円）

**申請方法** 環境生活課または各支所・出張所に備え付けの申請書に必要事項を記入し、電話機のカatalog・見積書・対象者の本人確認書類の写し、市税などの完納証明書を添えて提出する

**締め切り** 令和4年3月18日(金)

※購入後、品名を記載した領収書・機器番号を記載した保証書の写しの提出が必要です。事業者から忘れずに受け取ってください

**対象機器** 次のすべてを満たす電話機

- 登録外の番号からの着信に注意を促す機能がある
- 録音することを相手に自動応答し、録音する機能がある
- 対象者が住む住宅に設置する
- 市内の事業者から購入する



## 12月3日締め切り地域商品券の追加販売

問 津山市都市整備公社（市役所6階） ☎32-2127

申し込み多数の場合は抽選になります。詳しくは、津山市都市整備公社ホームページをご覧ください。

**申込方法** 都市整備公社ホームページの申込専用フォームから申し込む

各数量限定	eつやま（電子商品券）	さくら（地域商品券）
<b>対象</b>	市内在住または在勤者	市内在住者
<b>プレミアム率</b>	20%	20%
<b>販売価格</b>	1本10,000円 (12,000円分)	1冊10,000円 (1,000円券12枚綴り)
<b>購入上限</b>	3本	3冊
<b>使用期限</b>	令和4年1月31日(月)	令和4年1月31日(月)

さくらを希望する人で、電子申請が難しい場合は、都市整備公社の窓口にお越しください。

**とき** 11月24日(水)~12月3日(金) (平日のみ)

**持ってくるもの** 63円切手

## 固定資産税（償却資産）の申告

問 課税課資産税家屋係（市役所2階4番窓口） ☎32-2016

会社や個人で工場・商店などを経営している人や、駐車場やアパートなどを貸し付けている人が、事業のために用いる構築物・機械・車両・運搬具・工具・備品などの資産を「償却資産」といいます。償却資産の所有者は、毎年1月1日現在で所有する資産の申告をしてください。

**主な対象物** 土地と家屋以外で法人税法・所得税法に基づき減価償却資産として計上（固定資産台帳・減価償却明細書）しているものから、無形減価償却資産（ソフトウェアなど）や自動車税・軽自動車税の課税対象となるものを除いたもの

**申告方法** 12月に市から送付する申告書に必要事項を記入して提出するか、eLTAXで申告する

**締め切り** 令和4年1月31日(月)

**申告しないと…**

さかのぼって税金や延滞金がかかる場合があります。

**特に新規事業者はお忘れなく！**

1月になっても申告書が届かない場合は、必ず連絡してください。

**調査のお願い**

市では、償却資産の内容を実地調査しています。調査時は、ご協力ください。

業種	主な償却資産
全業種	外構工事（舗装路面、塀、緑化施設、フェンス、外灯など）、駐車場設備、看板、壁面文字、受変電設備、屋外給排水設備、パソコン、コピー機、ルームエアコン、防犯カメラ、応接セットなど
不動産業	自転車置き場、ごみ置き場、駐車装置、駐車料金自動計算装置など
売電事業	太陽光発電設備一式（屋根材一体型を除く）など
製造業、印刷業、倉庫業、卸売業	自家発電設備、製造設備、機械装置一式、機械の給排水設備など
建設業、工事請負業、建設機械等リース業	大型特殊自動車（ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフトなど）、発電機など
店舗、小売販売業、料理飲食業	日よけ、陳列棚、カウンター、テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器、レジスターなど
理・美容業、医（歯科）業、クリーニング業	浄化槽・管理設備、理美容椅子、医療機器一式、ガス（麻酔）設備、洗濯機、乾燥機など
ガソリンスタンド、自動車修理業	地下タンク、防火壁、独立キャノピー、洗車機、器具・工具など
農業、林業、酪農業	ビニールハウス、果樹棚、ボイラー、保冷库など

## 税の医療費控除には明細書の作成が必要です

問 課税課市民税係 ☎32-2015

確定申告で医療費控除を受けるためには、申告者自身が作る「医療費控除の明細書」が必要です。

医療費控除の明細書の様式は、国税庁ホームページからダウンロードできます。



**ご注意ください！**

- 医療費の領収書の添付は認められていません
- 医療費控除の明細書の作成に使った領収書は、自宅などで5年間保存してください

医療費控除の明細書（見本）